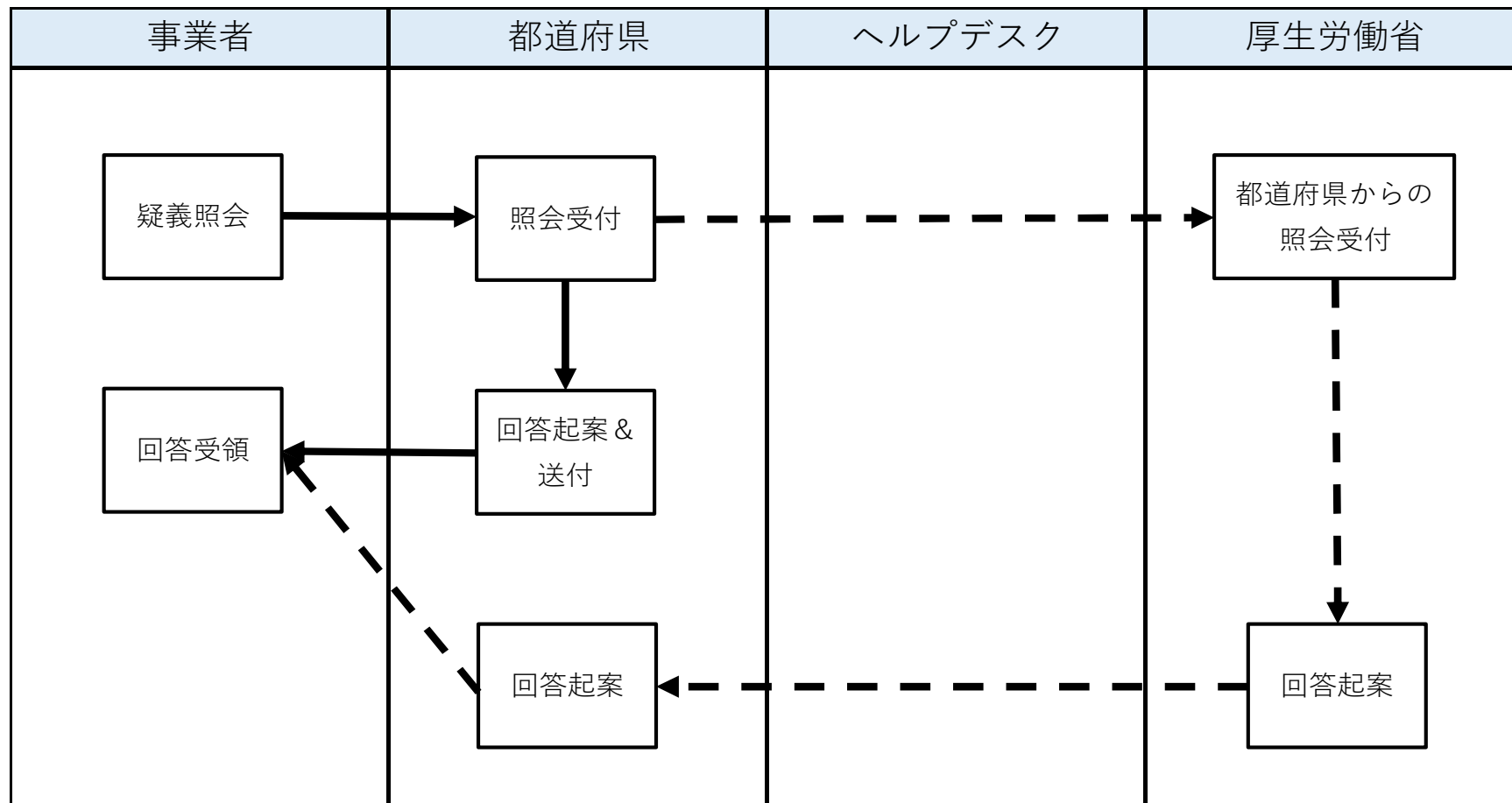


事業者からの問い合わせフロー（制度面）

- ・ 報告内容など、制度に関する照会については原則、都道府県担当の皆様より、事業者へ回答をお願いします。
- ・ その上で、回答に窮する・判断に迷う場合においては、都道府県の御担当者から、厚生労働省のメールアドレスに照会ください。※メール送付先：helpdesk_zaimu@kaigokensaku.mhlw.go.jp

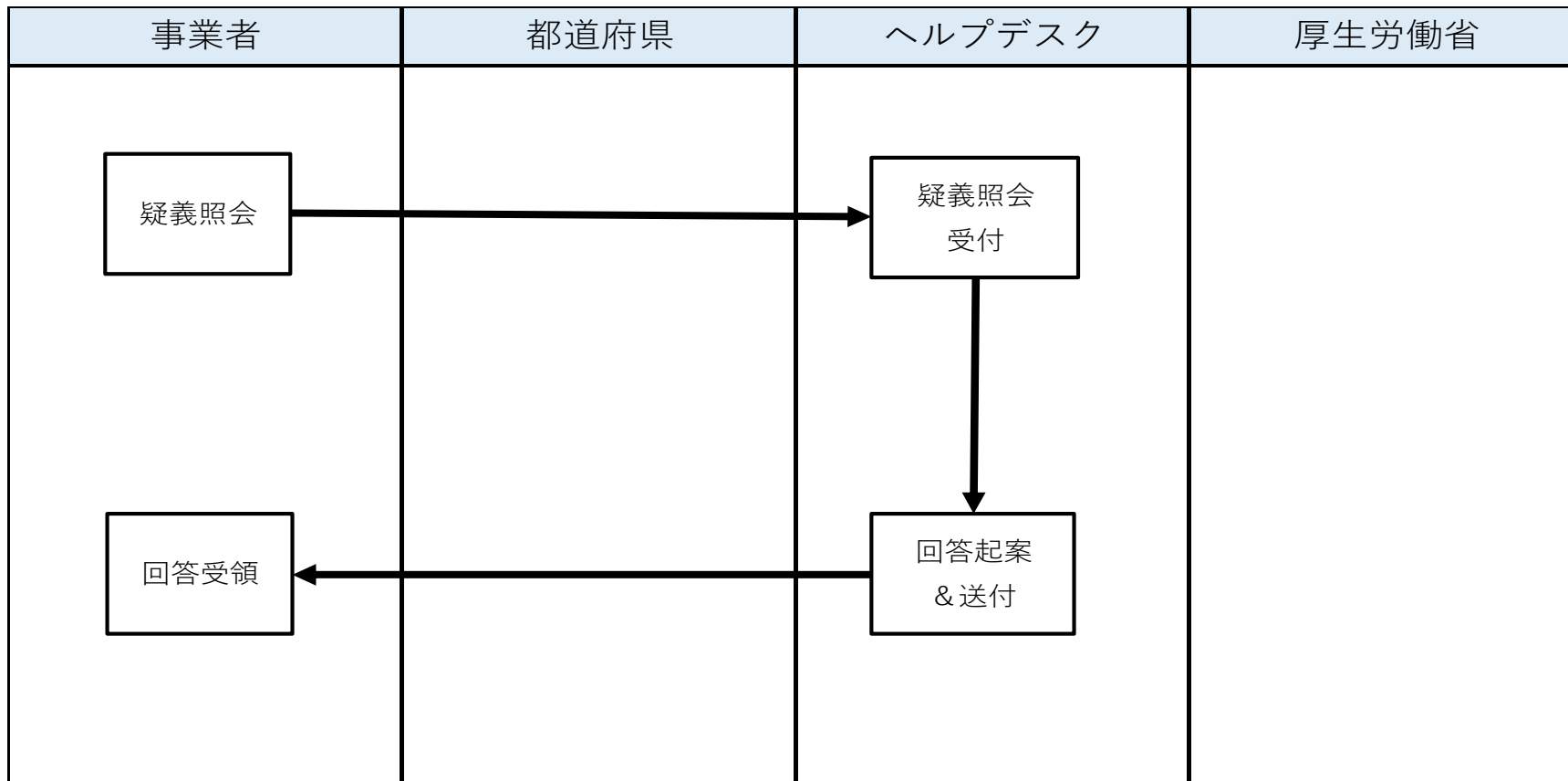


- ・ なお、照会対応の負担を削減する観点から、都道府県への問合せ前に事業者ご自身でご確認いただきたい内容をまとめた資料を、1/6のシステムリリースと併せて、報告システムと厚生労働省HPの双方に掲載予定です。照会があった際には、こちらを併せて事業者へご案内いただきますようお願いいたします。（再掲）

事業者からの問い合わせフロー（システム面）

- システムに関する照会は、システムの運用保守業者において、事業者から直接照会可能なヘルプデスクを準備しております。（メール受付のみ）

※ヘルプデスクのメール送付先：helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp



- なお、照会対応の負担を削減する観点から、都道府県への問合せ前に事業者ご自身でご確認いただきたい内容をまとめた資料を、1/6のシステムリリースと併せて、報告システムと厚生労働省HPの双方に掲載予定です。照会があった際には、こちらを併せて事業者へご案内いただきますようお願いいたします。（再掲）